

消費生活センターから

令和5年4月21日号

クリーニング店を 上手に利用しましょう

クリーニングのトラブルによる相談が増えています。注意しましょう。

店を選ぶときのチェックポイント

- 料金を明示しているか
- 品物を預けるときに丁寧な説明があるか
- 預かり証を発行しているか



預けるときに注意点

- ▶ シミや汚れがある場合は、箇所・汚れの種類・付着時期等を伝える
- ▶ 初めて洗う品物は店員に伝える
- ▶ スーツ等のセットになっているものは一緒に出し、付属品の有無を伝える
- ▶ 高級品や海外で購入したものは、クリーニング方法の説明を求める
- ▶ 預かり証を必ず受け取り、内容を確認する

消費生活センターを
ご利用ください

受付日 (月)～(金) ※祝等を除く
時間 午前8時30分～午後4時30分
受付専用電話 ☎(5604)7055

場所・問合せ 消費生活センター（区役所6階）☎内線477
※(出)・(回)・(留)等は、消費者ホットライン☎188をご利用ください

受け取るときの注意点

- ▶ 仕上がり日を確認し、早めに受け取る
- ▶ 品物は店員と一緒に確認する
- ▶ その場でビニール袋から出して確認し、気になる点は申し出る

収納する際の注意点

- ▶ ビニールカバーは保管用ではないため外す
- ▶ 防虫剤や防湿剤等を正しく使用する

トラブル発生時は

クリーニングトラブルは、消費者に非がない限り、補償を受けることができます。
業界組合の加盟店では「クリーニング事故賠償基準」を作成しています。利用店の賠償基準を確認しましょう。
詳細は、東京都クリーニング生活衛生同業組合ホームページをご覧ください。
<https://www.tokyo929.or.jp>

令和5年6月11日号

クレジットカードの管理や利用にご注意を

クレジットカードの不正利用等に関する相談が増えています。注意しましょう。

事例1 利用明細書に、身に覚えのない請求があった

- 不正利用等の補償を受けるには一定期限内の連絡が必要です。速やかにカード会社に連絡しましょう
- インターネット利用時は、個人情報を盗まれる危険性があります。不審なウェブサイトに個人情報を入力しないようにしましょう
- 紛失・盗難時は、カード会社と警察に届け出ましょう。なお、クレジットカードに署名がない場合等、補償対象外となるケースもあります

事例2 一括払いで利用したつもりだが、明細書を見ると手数料を取られていた

- クレジットカードの初期設定が、リボルビング払いになっている可能性があります。リボルビング払いは、残高に対して手数料が発生することに加え、支払いも長期化することがあります。クレジットカードの設定を確認しましょう

次のことにも注意しましょう

- 残高不足による延滞の放置等を繰り返すと、個人情報機関に登録される可能性があります。登録されると、ローン審査に通らない等の不利益を受けることがあります
- クレジットカードで支払った場合、必ず明細書を確認しましょう
- 家族であってもクレジットカードの貸し借りはせず、暗証番号の管理等も徹底しましょう

消費生活センターをご利用ください

受付日 (月)～(金) ※祝等を除く
時間 午前8時30分～午後4時30分
受付専用電話 ☎(5604)7055
場所・問合せ 消費生活センター（区役所6階）☎内線477
※(出)・(回)・(留)等は、消費者ホットライン☎188をご利用ください

令和5年8月21日号

このような相談が増えています

令和4年度 消費生活センターの相談概要

令和4年度の消費生活センターへの相談件数は1762件で、前年度より270件増加しました。
60歳以上の方の相談は674件、うち70歳以上の方は435件で、年

代別では最多でした。また、20歳未満の相談は微増しました。
SNSに関連する相談が増えているので、消費者トラブルに遭わないよう注意しましょう。

増加率が高い相談

- 化粧品・健康食品の定期購入（前年度比163%）
「スマートフォン等の広告を見て、お試しのつもりで注文したら、翌月も届いた」「高額な料金を請求され、解約もできない」等の相談が多数ありました。
- 脱毛・痩身エステ等（前年比193%）
「脱毛クリニックやエステティックサロンが突然閉鎖した。連絡がつかず、高額な支払いだけが残った」という相談が急増しました。

目立った相談

- 暮らしの緊急サービス等
トイレの詰まりや水道の水漏れ修理、鍵の開錠等による相談が多数ありました。「インターネット広告を見て修理を依頼したところ、高額な費用を請求された」という事例が多くを占めています。
- 訪問販売による屋根・外壁工事等
「近くで工事をしていたら、お宅の屋根が壊れているのが見えた。危険なので、修理が必要」と突然訪問を受け、高額な契約をしたが、不要な工事だった」という事例が発生しています。被害は70歳以上の方に集中しているので、注意してください。

令和4年度に相談の多かった内容

順位	主な相談内容	件数
1	化粧品・健康食品の定期購入	177
2	賃貸アパート退去時のトラブル等	142
3	廃品回収やパソコンウイルス除去、占いサイト等サービス提供契約	92
4	不審なメールや覚えのない商品が届いた等	89
5	訪問販売による屋根・外壁工事等	86
6	多重債務相談等	81
7	脱毛・痩身エステ等	60
8	コンテンツ利用料に関する架空請求	45
9	携帯電話サービス等	43
10	電気・ガス自由化関連	40

消費生活センターをご利用ください

受付日 月～金 ※祝等を除く
 時間 午前8時30分～午後4時30分
 受付専用電話 ☎(5604)7055

場所・問合せ

消費生活センター（区役所6階）
 ☎内線477
 ※出・回・祝等は、消費者ホットライン☎188をご利用ください

令和5年11月1日号

住宅点検・修理トラブルにご注意を

建物等の点検・修理に関するトラブルが多発しています。ご注意ください。

このような手口に注意

- 「近所で工事をしている」等、偶然を装って訪問する
- 「今なら無料で点検する」と言い、点検後に「すぐに修理しないと大変なことになる」と修理の契約を迫る
- 工事の見積もり前に「火災保険を申請すれば保険金で修理できる」と、保険申請代行の契約を迫る
- 実際には保険金が支払われなかったり、契約の解除を伝えた際に高額な違約金を請求されたりする

焦らず対応しましょう

- 突然の訪問・点検は、しっかりと断りましょう
- 保険金の請求は、加入者自身で行えます
- 点検や修理が必要な場合は、複数社から見積もりを取り、比較しましょう。契約していても、クーリング・オフ等で解決できる場合があります



消費生活センターをご利用ください

受付日 月～金 ※祝等を除く
 時間 午前8時30分～午後4時30分

受付専用電話 ☎(5604)7055

場所・問合せ 消費生活センター（区役所6階）☎内線477
 ※出・回・祝等は、消費者ホットライン☎188をご利用ください

令和5年12月11日号

不用品回収トラブルにご注意を



事例 1 「不用品の無料回収」と書かれたチラシを見て業者を呼んだが、「人手が必要」「量が多い」等と言われ、高額の見積もり額を提示された。チラシの記載と違うと伝えたが応じてもらえず、仕方なく契約した。

事例 2 インターネットで、「1DKの間取りならトラック1台分で3万円」と宣伝している不用品回収業者を見つけ、業者を呼んだが、「荷物が多く1台では無理」と言われ、トラック2台分とオプション料金で合計15万円を請求された。

アドバイス

- 不意に勧誘を受けた等、予定外の契約をしてしまった場合は、消費生活センターにお問い合わせください。クーリング・オフ等で解決できる場合があります
- 不用品が多くて一度に処分できない等の場合は、清掃リサイクル推進課作業係 ☎ (3892) 4671 にお問い合わせください

家庭の粗大ごみは区が回収しています ※申込方法等の詳細は、2面参照

消費生活センターをご利用ください

受付日 月～(金) ※祝等を除く

時間 午前8時30分～午後4時30分

受付専用電話 ☎ (5604) 7055

場所 消費生活センター
(区役所6階)
☎内線477
※(土)・(日)・祝等は、消費者ホットライン ☎188 をご利用ください

令和6年3月11日号

リコール対象の製品を使っていますか

毎年、リコール対象製品を使用した火災等の重大事故が発生しています。

事 故 事 例

- ▶ 自転車を運転中にハンドルが動かなくなり、転倒し、負傷した
- ▶ ノートパソコンが発火し、周辺を焼損した
- ▶ 電気あんかが発火し、やけどをした

お使いの製品をご確認ください

リコール対象と判明した製品はすぐに使用を中止し、メーカーや販売店に連絡してください。
対象の製品は「消費者庁リコール情報サイト (<https://www.recall.caa.go.jp>)」で確認できます。

所有者登録サービスの利用を

メーカーに所有者登録をすることで、製品の安全情報を受け取ることができます。
登録方法等は、メーカーにお問い合わせください。

困ったときは

消費生活センターをご利用ください



受付日 月～(金)
※祝等を除く

時間 午前8時30分～午後4時30分

受付専用電話 ☎ (5604) 7055

場所 消費生活センター (区役所6階)
☎内線477
※(土)・(日)・祝等は、消費者ホットライン ☎188 をご利用ください

消費生活センターをご利用下さい

相談時間

月～金曜日(祝日等は除く)、午前8時30分～午後4時30分

相談専用電話

TEL 03(5604)7055

場所

荒川区役所6階



土・日・祝日は消費者ホットライン188をご利用ください。